



重要事項説明書
～ 有料老人ホーム ～

株式会社ソラスト
有料老人ホーム ソラスト越谷

記入年月日	2021年8月1日
記入者名	森田 健司
所属・職名	管理者

1. 事業主体概要

種類	個人／ ☒ 法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしがいいしゃ そらすと 株式会社 ソラスト	
主たる事務所の所在地・連絡先	本社：〒108-8210 東京都港区港南1丁目7番18号 A-PLACE 品川東6階 TEL：03-3450-2610 FAX：03-3450-2612 介護事業本部：〒108-8455 東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル17F TEL：03-6865-1770 FAX：03-6865-1771	
ホームページアドレス	http://solasto.co.jp/	
代表者	氏名	藤河 芳一
	職名	代表取締役社長
設立年月日	1965年10月12日	
主な実施事業	居宅サービス事業・介護予防サービス事業・医療関連事業（医療事務受託・医業経営コンサルティング等）・保育事業・教育事業 他 別添1（別の実施する介護サービス一覧表）	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ そらすとこしがや 有料老人ホーム ソラスト越谷	
所在地	〒343-0807 埼玉県越谷市赤山町 2-84-1	
主な利用交通手段※	最寄駅	東武スカイツリーライン「越谷」駅
	交通手段と所要時間	① 東武線越谷駅西口より、国際興業バス新越谷駅西口 行きにて、乗車1分十全病院にて下車、徒歩2分 ② JR南越谷駅より、国際興業バス東川口駅北口行き にて、乗車6分十全病院にて下車、徒歩2分
連絡先	電話番号	048-960-1555
	FAX番号	048-960-1557
	ホームページアドレス	http://solasto-kaigo.com/
管理者	氏名	森田 健司
	職名	施設長
建物の竣工日		2012年2月1日
有料老人ホーム事業の開始日		2012年2月1日

(類型)【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
3 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	1170802241
	指定した自治体名	越谷市
	事業所の指定日	2012年2月1日
	指定の更新日 (直近)	2018年2月1日

3. 建物概要

土地※	敷地面積	969.09 m ²								
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地								
		2 事業者が賃借する土地								
		借地の契約形態	1 通常借地契約・2 定期借地契約							
		抵当権の有無	1 あり 2 なし							
		契約期間	1 あり 年 月 日～ 年 月 日 2 なし							
		契約の自動更新	1 あり 2 なし							
建物	延床面積	全体	1936.01 m ² (地上4階建)							
		うち、老人ホーム部分	1936.01 m ²							
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()								
	構造	1 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()								
	建築確認の用途指定	有料老人ホーム・その他 ()								
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物								
		2 事業者が賃借する建物								
		借家の契約形態	1 通常借家契約・2 定期借家契約							
		抵当権の設定	1 あり 2 なし							
		契約期間	1 あり 年 月 日～ 年 月 日 2 なし							
		契約の自動更新	1 あり 2 なし							
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室 居室総数 50 室 定員 50 人 (一時介護室を除く)								
		2 相部屋あり								
		最少	人部屋							
		最大	人部屋							
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※				
	介護居室	有/無	有/無	18.07～18.24 m ²	50 室	一般居室個室				
	タイプ2	有/無	有/無	m ²						

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。				
共用施設	共用便所における便房	8ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	4ヶ所
	共用浴室	5ヶ所	一般浴室 2、3階	4ヶ所
			大浴場	1ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	0ヶ所
			その他 ()	0ヶ所
	食堂	☒ 1 あり ☐ 2 なし 設置階 1、2、3階 (1階 37.63㎡・2階 73.11㎡・3階 73.11㎡)		
	便所	設置箇所 各居室、各階に共用		
	洗面設備	設置箇所 各居室、各階に共用		
	医務室（健康管理室）	設置階 1階		
	応接室／面談室	設置階 1階 (1階 8.06㎡)		
	事務室	設置階 1階 (30.15㎡)		
	宿直室	設置階 ー		
	洗濯室	設置階 各階 (9.31㎡～11.73㎡)		
	汚物処理室	設置階 各階		
	看護・介護職員室	設置階 各階 (1階 事務室と共有 30.15㎡)		
	機能訓練室	設置階 4階 (4階 48.51㎡)		
健康・生きがい施設	設置階 ー (㎡)			
外来者宿泊室	設置階 ー (㎡)			
入居者や家族が利用できる調理設備	☒ 1 あり ☐ 2 なし			
エレベーター	☒ 1 あり（車椅子対応） ☒ 2 あり（ストレッチャー対応） 1基 ☒ 3 あり（上記1・2に該当しない） ☐ 4 なし			
消防用設備等	消火器	☒ 1 あり ☐ 2 なし		
	自動火災報知設備	☒ 1 あり ☐ 2 なし		
	火災通報設備	☒ 1 あり ☐ 2 なし		
	スプリンクラー	☒ 1 あり ☐ 2 なし		
	防火管理者	☒ 1 あり ☐ 2 なし		
	防災計画	☒ 1 あり ☐ 2 なし		

その他	緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	[緊急通報装置等の種類及び設置箇所] 各居室、居室内トイレ・共用トイレ・特殊浴室・脱衣室にナースコールを設置。 館内で受信、及び携帯可能な小型受信機(PHS)を備える。 [安否確認の方法・頻度等] 巡回(夜間にも夜勤ヘルパー3名が巡回)。頻度は、入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重する。
	同一敷地内の併施設又は事業所等の概要※	—

4. サービスの内容

(全体の方針)

事業の目的	事業所は、「越谷市有料老人ホーム設置運営指導指針等」に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護状態にある高齢者に対して良好な生活環境を提供することを目的とします。
運営に関する方針	1 事業所は、利用者に対して、食事、入浴、排泄の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により利用者が有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。 2 事業所が提供する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 4 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人の予め同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に精神に立って、個人情報の管理等に努めます。 6 サービス担当者会議、その他事業者が遵守すべき運営基準等の法令や加算の要件となる各種の会議等（利用者またはその家族が参加するものを含む）において、感染防止や多職種連携促進の観点から、利用者の状態の変化等に留意しつつ、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
サービスの提供内容に関する特色	「この町で暮らし続けたい」「生きがいを持って生活を輝かせたい」「自分らしく行きたい」「自立を目指したい」といった入居者様皆様の「ニーズ」の実現のため、常により良いサービスを続けていくことを使命とします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし

洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	A D L 維持加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算		1	あり	2	なし
	医療機関連携加算		1	あり	2	なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	退院・退所時連携加算		1	あり	2	なし
	入居継続支援加算		1	あり	2	なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算		1	あり	2	なし
	口腔衛生管理体制加算		1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1	あり	2	なし
	科学的介護推進体制加算		1	あり	2	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	身体拘束廃止未実施減算		1	あり	2	なし
介護予防特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	A D L 維持加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし

		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算		1	あり	2	なし
	医療機関連携加算		1	あり	2	なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	退院・退所時連携加算		1	あり	2	なし
	入居継続支援加算		1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算		1	あり	2	なし
	口腔衛生管理体制加算		1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1	あり	2	なし
	科学的介護推進体制加算		1	あり	2	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	2	なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	身体拘束廃止未実施減算		1	あり	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率) :			
	2	なし				

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	1	救急車の手配
		2	入退院の付き添い
		3	通院介助
		4	その他〈訪問診療医の確保〉
協力医療機関	1	名称	悠翔会在宅クリニック越谷
		住所	埼玉県越谷市南越谷 4-13-20
		診療科目	内科・精神科・皮膚科
		協力内容	訪問診療、24 時間体制の医療相談及び臨時

			往診など	
		2	名称	菊野ホームメディカルクリニック
			住所	埼玉県草加市弁天 1-26-25 プレミエールモリタ 206
			診療科目	在宅医療・内科・泌尿器科・皮膚科
			協力内容	訪問診療、24 時間体制の医療相談及び臨時 往診など
		3	名称	そうか在宅診療所
			住所	埼玉県草加市栄町3-1-14-3
			診療科目	内科・精神科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科
			協力内容	訪問診療、24 時間体制の医療相談及び臨時 往診など
		4	名称	岡野クリニック
			住所	埼玉県越谷市赤山本町 7-2
			診療科目	内科・呼吸器科・循環器科・アレルギー科
	協力内容		訪問診療、24 時間体制の医療相談及び臨時 往診など	
	5	名称		
		住所		
		診療科目		
協力内容		日常の健康相談・入院を要する場合の斡旋等について提携 。		
協力歯科医療機関		名称	春日部デンタルクリニック	
		住所	埼玉県春日部市粕壁 1-9-5 成田ビル 4 階	
		協力内容	歯科診療・嚥下評価	
入居者が医療を要する場合の対応 （入居者の意思確認、医師の判断、 医療機関の選定、費用負担、長期に 入院する場合の対応等）		通院－医療機関への通院同行は、医療保険制度で給付される以外の費用、交通 費については入居者負担。 入院－医師の判断を基本として、入居者及びご家族とお話し合いの上、協力 医療機関からの紹介先、または希望する病院に入院。 ・入院に係る費用は入居者負担。 ・入院期間中は、月額利用料のうち管理費及び家賃の 負担が必要。 ・入院が連続して 2 ヶ月を超えるとき、または予想されるときには、入居 契約の解除を行う。（ただし、入居契約の解除に際しては、入居者の事 情を十分に斟酌し、身元引受人も含めた協議の上決定を行う）		

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準の内容		下欄参照	
手続きの内容		1 事業者の都合により、ソラスト施設における居室の変更を行う場合の事務手続き、及び費用負担については、以下に準じて処理するものとする。 (1) 同一施設内での変更については、入居者は費用負担を要しない。ただし、入居者及び身元引受人は各種契約書等の変更等の事務手続きに協力するものとする。 (2) 事業者が運営する、異なる施設間での変更については、入居者は費用負担を要しない。ただし、入居者及び身元引受人は退去と再入居に必要な事務手続きに協力するものとする。 (3) 事業者の都合に基づき居室の変更を行う場合、事業者は入居者の不利益とならないように、医師の意見を聞き、一定の観察期間を経た上で、入居者及び身元引受人の同意を得るものとする。 2 入居者または身元引受人の都合により、ソラスト施設における居室の変更を行う場合の事務手続き及び費用負担については、以下に準じて処理するものとする。 (1) 同一施設内での変更については、入居者及び身元引受人は今まで使っていた居室のクリーニング費用及び経年的変化を除いた入居当時の居室の状態を回復するための費用を負担し、移動後 1 ヶ月以内に事業者へ支払うものとする。また、各種契約書等の変更等の事務手続きに協力するものとする。 (2) 異なる施設間での変更については、通常の退去及び入居と同様の扱いを基本とする。	
追加的費用の有無		1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		1 変更なし 2 変更あり 3 非該当	
前払金償却の調整の有無		1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし	
	便所の変更	1 あり 2 なし	
	浴室の変更	1 あり 2 なし	
	洗面所の変更	1 あり 2 なし	
	台所の変更	1 あり 2 なし	
	その他の変更	1 あり (変更内容)	
		2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1 あり 2 なし
【表示事項】	要支援の者	1 あり 2 なし

	要介護の者	1 あり 2 なし
	介護保険の要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けている方。(65 歳以上の方、または要介護状態の原因が介護保険で指定する特定疾患である 40～64 歳の方。)	
留意事項	—	
契約の解除の内容	1 事業者は入居者が以下のいずれかに該当するときには、3 ヶ月の予告期間において本契約を解除することができる。ただし、本契約の解除に際しては、入居者の事情を十分に斟酌し、身元引受人も含めた協議の上決定するものとする。 (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるとき。ただし、この場合は、事業者の一方的な判断によらず、入居者及び身元引受人に対し、弁明の機会を与えるものとする。 (2) 入居時に提出書類などで虚偽や不正の申告があるなど信頼関係を著しく損なうような時。 (3) 介護保険の認定更新において、自立と認定されたとき。この場合、介護保険の認定有効期限を持って終了とする。 (4) 常時医療行為が必要となるなど、入居者の身体状況が事業者の介護の範囲を超えたとき。ただし、この場合は、医師の意見を聞き、一定の観察期間を経た上で、入居者及び身元引受人の同意を得るものとする。 2 入居者が事業者に支払うべき利用料を 1 ヶ月間滞納し再三催告したにも関わらず支払いの意思がなく、未払いの期間が 3 ヶ月経過したとき、事業者は本契約を解除することができる。 3 入居者は、退去予定日の 30 日前までに、事業者の定める退去届を事業者に出し、退去予定日までに居室を明け渡すことで、本契約を解除することができる。ただし、定められた期日(退去予定日の 30 日前)までに退去届を提出せずに本契約を解除する場合は、入居者は事業者に違約金として 1 ヶ月分の家賃と管理費を支払うものとする。 4 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときには、入居者に対して文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができる。 (1) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理人及び家族等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合 (2) 入居者、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理人及び家族等に暴言・暴力・ハラスメント等があり、事業者又は他の入居者等との間にトラブルが生じる恐れがあるまたは職員のサービス提供に支障が生じると事業者が判断した場合 5 入院または外泊が連続して 2 ヶ月を超え、または予想されるときで、復帰の目的が立たないとき。ただし、退去後に乙が復帰を希望する場合、事業者は他の施設への入所も含めてその実現に努めるものとする。 6 契約は次の場合に終了する。 (1) 入居者が死亡したとき。 (2) 事業者が入居契約に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。 (3) 入居者が入居契約に基づき、退去届を事業者へ提出し、退去予定日までに居室を明け渡したとき。 7 事業者及び入居者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。 (1) 自ら(自己が法人の場合は、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者又はその構	

	成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。なお、入居者の署名代行者・身元引受人・法定代理人及び家族等も含むものとする。 （２）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。 （３）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。 ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為 （４）事業者及び入居者は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、契約を直ちに解除することができるものとする。 （５）事業者又は入居者が、前項の規定により、契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責任を負わないものとする。 （６）第２項の規定により、事業者又は入居者が契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた全損害について賠償する責任を負うものとする。	
短期解約特例 (クーリングオフ)	１ 入居日から３ヶ月以内において、入居者から解約の申し出がなされ、または死亡により、退去予定日までに入居を明け渡した場合、本契約を終了できるものとする。(即時解約を含む) ２ 短期解約特例(クーリングオフ)による返還金の算定方法 (１) 期間精算方法 起算日：入居日の翌日（注） (注①) 月途中の入居：入居日の翌日を起算日とし、 ３ヶ月が経過する月において、起算日に応答する日の前日 ※この場合で最終月に応答日がない場合、３ヶ月が経過する月の末日とする。 (注②) 月末日の入居：翌月の初日を起算日とし、 ３ヶ月が経過する月の末日 (２) 返還金起算日：入居した日	
解約時の精算方法	１ 入居者が入居開始可能日前に契約解除する場合については、事業者は既受領金の全額を返還するものとする。 ２ 入居者からの契約の解除または入居者の死亡により契約が終了した場合、家賃、管理費、食費を受領しているとき、または請求するときは、日割計算により算出して精算するものとする。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	上記の該当条項参照
	解約予告期間	３ヶ月
入居者からの解約予告期間	30 日前	
体験入居の内容	① あり（内容： 最長３日間 （１日 1,566 円／税込価格） ２ なし	
入居定員	1 人	
その他	【身元引受人等の条件及び義務等】 入居者に債務不履行があったときは、入居契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負う。 身元引受人の負担は下記に記載する極度額を限度とする。 (ア) 極度額 100 万円 なお、身元引受人が負担する債務の額は、「契約の解除の内容」に記載の契約終了事由に該当した時に、確定するものとする。 入居者の契約解除の適用を受ける場合には、入居者の身柄を引き取る責任を負うものとする。 (詳細は入居契約書に記載のとおり)	

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き	1 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、その経過及び結果を記録するとともに、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて身元引受人・代理人等に説明するものとする。 2 事業所は、拘束の実施に当たっては、その様態及び、時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、身元引受人・代理人等から要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。
--------------------------	--

5. 職員体制 (※入居定員 50 名中、要介護者 48 名を想定。)

(職種別の職員数)

(2021 年 8 月 1 日)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1※2	備 考 (資格・委託等)
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	
生活相談員	1	1	0	1	
直接処遇職員	20	11	9	18.1	
介護職員	17	10	7	15.5	
看護職員	3	1	2	2.6	
機能訓練指導員	1	1	0	1	作業療法士
計画作成担当者	1	1	0	1	介護支援専門員
栄養士	—	—	—	—	委託㈱メフォス
調理員	—	—	—	—	委託㈱メフォス
事務員	0	0	0	0	
その他職員	3	0	3	0.6	
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40 時間	
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。					

(従業員の職務内容)

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	入居者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導
介護職員	入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活に充実に資するよう、適切な介護を行う。
機能訓練指導員	生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を必要に応じ行う。
計画作成担当者	サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0	1	0
介護福祉士	1	2	0
基礎研修の修了者	0	0	0
実務者研修の修了者	5	2	3
初任者研修の修了者	6	3	3
介護支援専門員	0	0	0
ホームヘルパー1級	0	0	0
ホームヘルパー2級	1	1	0
社会福祉主事	0	0	0
無資格者	0	0	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	1	1	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (17 時～10 時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0	0
介護職員	3	2

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者 に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本 欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 ☐ d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	3 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホ ームの介護サービス提供体制(外部サービス利用 型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	一人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり 2 なし					
		業務に係る資格等		1 あり							
				資格等の名称		介護支援専門員					
				2 なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
前年度 1 年間の退職者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
数に業務に従事した職員の経験年数に応じた人数	1 年未満	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	1 年以上 3 年未満	0	0	4	6	0	0	1	0	1	0
	3 年以上 5 年未満	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0
	5 年以上 10 年未満	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	10 年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況				1 あり 2 なし							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式								
利用料金の支払い方式 【表示事項】	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="584 443 967 488">1 全額前払い方式</td><td data-bbox="967 443 1477 488"></td></tr> <tr> <td data-bbox="584 488 967 533">2 一部前払い・一部月払い方式</td><td data-bbox="967 488 1477 533"></td></tr> <tr> <td data-bbox="584 533 967 577">③ 月払い方式</td><td data-bbox="967 533 1477 577"></td></tr> <tr> <td data-bbox="584 577 967 723"> 4 選択方式 ※該当する方式を全て選択 </td><td data-bbox="967 577 1477 723"> 1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式 </td></tr> </table>	1 全額前払い方式		2 一部前払い・一部月払い方式		③ 月払い方式		4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
1 全額前払い方式									
2 一部前払い・一部月払い方式									
③ 月払い方式									
4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式								
支払い方法	入居一時金はなし。月額利用料その他は、毎月の請求による支払い。利用料等及び介護サービス料（介護保険の介護給付費または予防給付費に対する個人負担額など）は、毎月の請求による支払い。株式会社日本共同システムが提供する集金代行サービス（お客様からの代金を預金口座より回収するシステム）を通じて、利用料を、金融機関口座から毎月 22 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引落としを行う方法により支払いを行うものとする。 なお、入居月が属する月（以下、「入居月」という。）分及びその翌月分の家賃を事業者が送付する家賃に係る請求書が入居者に到達した日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに（当該請求書が到達した翌日から入居日までの期間が 1 週間に満たない場合にあっては、入居日の前日までに）、事業者の定める方法により支払わなければならない。なお、振込手数料は入居者の負担とする。								
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし								
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし								
月の中途の入・退去における利用料金（月払い）の取り扱い	1 入居日から 3 ヶ月以内において、入居者から解約の申し出がなされ、または死亡により、退去予定日までに居室を明け渡した場合、本契約を終了できるものとする。（即時解約を含む） 1. 起算日：入居日の翌日（注） 2. 期間計算方法 （注） （1）月途中の入居：入居日の翌日を起算日とし、3 ヶ月が経過する月において、起算日に応答する日の前日 ※この場合で最終月に応答日がない場合、3 ヶ月が経過する月の末日とする。 （2）末日の入居：翌月の初日を起算日とし、3 ヶ月が経過する月の末日 3 返還金起算日 返還金の起算日：入居した日								
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	別添 3 「料金表」参照								
利用料金の改定	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1910 576 1966">条件</td><td data-bbox="576 1910 1477 1966"> 経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比較等によって著しく不相当となったとき。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="352 1966 576 2009">手続き</td><td data-bbox="576 1966 1477 2009"> 1 ヶ月前に通知し、運営懇談会を経て、利用料等を改定する。 </td></tr> </table>	条件	経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比較等によって著しく不相当となったとき。	手続き	1 ヶ月前に通知し、運営懇談会を経て、利用料等を改定する。				
条件	経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同業種の利用料との比較等によって著しく不相当となったとき。								
手続き	1 ヶ月前に通知し、運営懇談会を経て、利用料等を改定する。								

利用料金のプラン【代表的なプランを2例】→別紙料金表のとおり

			プラン①			プラン②				
入居者の状況	要介護度									
	年齢		●歳以上			●歳以上				
居室の状況	床面積		00.00㎡			00.00㎡				
	便所		1	有	2	無	1	有	2	無
	浴室		1	有	2	無	1	有	2	無
	台所		1	有	2	無	1	有	2	無
入居時点で必要な費用	前払金		円			円				
	敷金		円			円				
月額費用の合計（1ヶ月30日・要介護2の場合）			円			円				
家賃			円			円				
サービス費用	介護保険内 ※1	特定施設入居者生活介護の費用（1ヶ月30日の例）								
				月額	1割負担		2割負担			
		要介護1		円	円		円			
		要介護2		円	円		円			
		要介護3		円	円		円			
		要介護4		円	円		円			
		要介護5		円	円		円			
		介護予防特定施設入居者生活の費用（1ヶ月30日の例）								
				月額	1割負担		2割負担			
		要支援1		円	円		円			
		要支援2		円	円		円			
		介護保険外 ※2	食費		円		円			
	管理費			円		円				
	使途									
	介護費用			0円		0円				
	水道光熱費			0円		0円				
その他			0円		0円					
		月額利用料に含まれない実費負担等								

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

介護職員処遇改善加算Ⅰの場合、基本サービス費（特定施設入居者生活介護利用料）に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 8.2% を乗じた単位数に単位数単価 10.27 円（地域区分）を乗じた金額。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの場合、基本サービス費（特定施設入居者生活介護利用料）に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 1.8% を乗じた単位数に単位数単価 10.27 円（地域区分）を乗じた金額。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの場合、基本サービス費（特定施設入居者生活介護利用料）に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率 1.2% を乗じた単位数に単位数単価 10.27 円（地域区分）を乗じた金額。※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	土地・建物の賃借料、設備備品費等を基礎として、1室あたりの家賃を算出した。
一時金（前家賃）	—
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用部分の水道光熱費・事務経費・衛生管理費・保守管理費等 および居室の光熱水費等を含む。
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。
水道光熱費	—
利用者の個別的な選択による サービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	—

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬及び前掲の加算の利用負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	（前掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却率		
返還金の算定方法	入居後 3 ヶ月以内の契約終了 【短期解約特例（クーリングオフ）】	
	入居後 3 ヶ月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称： ） ・内容（ 無 ） ・無の場合の理由（保全義務前指定施設のため保全措置は行っていないが、入居一時金は預金にて個別管理し、償却期間到来分のみ償却を実施 ）	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

(2021 年 8 月 1 日現在)

性別	男性	11 人
	女性	39 人
年齢別	65 歳未満	0 人
	65 歳以上 75 歳未満	2 人
	75 歳以上 85 歳未満	10 人
	85 歳以上	38 人

要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	6 人
	要支援 2	3 人
	要介護 1	12 人
	要介護 2	8 人
	要介護 3	4 人
	要介護 4	10 人
	要介護 5	7 人
入居期間別	6 ヶ月未満	5 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	13 人
	1 年以上 5 年未満	19 人
	5 年以上 10 年未満	13 人
	10 年以上 15 年未満	0 人
	15 年以上	0 人

(入居者の属性)

平均年齢	男性 88.6 歳 女性 89.5 歳
入居者数の合計	50 人 (定員 50 人)
入居率※	100%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の 人数	自宅等	1 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	0 人
	死亡者	3 人
	その他	1 人
生前解約の 状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	1 人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故・非常災害等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称		有料老人ホーム ソラスト越谷
電話番号		TEL:048-960-1555
対応している 時間	平日	9時から18時
	土曜	9時から18時
	日曜・祝日	9時から18時
定休日		なし
窓口の名称		株式会社ソラスト 介護事業本部 関東介護ブロック
電話番号		TEL:03-6865-1770
対応している 時間	平日	9時から17時30分
	土曜	取扱いなし
	日曜・祝日	取扱いなし
定休日		土曜 日曜 祝日
窓口の名称		ソラスト福祉相談センター
電話番号		0120-974-226 (フリーダイヤル)
メールアドレス		fukushi-sodan@solasto.co.jp
対応している 時間	平日	9時から17時30分
	土曜	取扱いなし
	日曜・祝日	取扱いなし
定休日		土曜 日曜 祝日
窓口の名称		越谷市役所 介護保険課
電話番号		TEL:048-963-9169,048-963-9305
対応している 時間	平日	8時30分から17時15分
	土曜	取扱いなし
	日曜・祝日	取扱いなし
定休日		土曜 日曜 祝日
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号		TEL:048-824-2568
対応している 時間	平日	8時30分から17時
	土曜	取扱いなし
	日曜・祝日	取扱いなし
定休日		土曜 日曜 祝日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	☒ 1 あり	(その内容) 1 事業者は入居者に対するサービス提供時に事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者は損害賠償を速やかに行うものとする。 2 損害の発生につき、入居者に過失がある場合及び居室内、外出の際において介護者不在の事故に関しては、事業者は、損害賠償額を免除または減額することができるものとする。ただし、介助中の事故において介護者の故意または過失に因る場合はこの限りではない。 3 事業者は、入居者が所有もしくは管理する財物(金品、預貯金、高価品等の財産的価値を有するもの)に係る盗難、紛失その他の事故については一切の賠償責任を負わないこととする。 (詳細は入居契約書に記載のとおり) 《契約の概要》 居宅介護事業者賠償責任保険(施設所有(管理)者特別約款・生産物特別約款)。対人・対物共通 10 億円、人格権侵害 300 万円、受託物 100 万円、支援事業保障 100 万円、初期対応費用 500 万円。
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	☒ 1 あり	(その内容) 有の場合の保険名(「居宅介護事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険」東京海上日動火災保険株式会社)
事故対応及びその予防のための指針	☒ 1 あり	(その内容) 事故発生時には、施設は以下の段階を経て事態を処理・收拾する。 1 施設の緊急連絡体制に沿って主治医、医療機関へ連絡し、適切な処理を図る。 2 指定の家族連絡先、身元引受人へ事態を報告し、対応方法を相談する。また、事故についての検証を行い、再発の防止策を講じる。 3 事故の状況および事故に際して採った処置を事業者所定の様式に記録し、その原因を解明し、再発防止策を講じた上で入居者および市区町村の指示に従い担当窓口等関係機関に報告する。 ※市区町村が定める事故報告取扱要領に基づき、報告する。

(非常災害対策)

非常災害対策	事業者は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
--------	--

(ハラスメントの防止)

ハラスメント対策	事業者は、スタッフおよび利用者・家族との信頼関係のもと、互いに安心・安全な環境で適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
----------	---

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	2019 年 2 月
		結果の開示	1 あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 1 回以上
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名: ソラスト川口、ソラスト大宮見沼、ソラスト大宮東、ソラスト大宮、ソラストさいたま中央、ソラスト江戸川)	
	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	1 あり 2 なし	
	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサー	あり 2 なし	

ビス付き高齢者向け住宅の登録	
有料老人ホーム設置運営指導指針 「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ☒ 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針 の不適合事項	なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類：別添 1（別の実施する介護サービス一覧表）

別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

別添 3（料金表）

※ _____ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の 名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10
			浦和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町15-8グリーンスクエア401号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
			鴻巣	埼玉県鴻巣市大間4-7-1 セントル長島102
			熊谷	埼玉県熊谷市中央4-1-1 近藤ビル肥塚1F-A
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			東浦和	埼玉県さいたま市緑区東浦和7-24-28 サンスプリング5号館101号
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
			さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	七里	埼玉県さいたま市見沼区東宮下474
			川越	埼玉県川越市鯉井1116-1
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10
			大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大谷6番
			大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸630
			越谷	埼玉県越谷市赤山町2-84-1
			大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町1-46-1
			さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	川越	埼玉県川越市鯉井1136-1
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	浦和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町15-8グリーンスクエア401号
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階
			鴻巣	埼玉県鴻巣市大間4-7-1 セントル長島102

<居宅介護予防サービス>					
介護予防・日常生活支援総合事業	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10	
			浦和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町15-8グリーンスクエア401号	
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4	
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ	
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階	
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F	
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階	
			鴻巣	埼玉県鴻巣市大間4-7-1セントル長島102	
			熊谷	埼玉県熊谷市中央4-1-1近藤ビル肥塚1F-A	
介護予防訪問入浴介護	あり	なし			
介護予防訪問看護	あり	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし			
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし			
介護予防通所介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10	
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F	
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4	
			東浦和	埼玉県さいたま市緑区東浦和7-24-28 サンスプリング5号館101号	
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ	
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階	
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階	
			さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号	
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし			
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4	
			川越	埼玉県川越市鯉井1116-1	
介護予防短期入所療養介護	あり	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	川口	埼玉県川口市弥平2-22-10	
			大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大谷6番	
			大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸630	
			越谷	埼玉県越谷市赤山町2-84-1	
			大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町1-46-1	
			さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目2番5号	
介護予防福祉用具貸与	あり	なし			
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし			
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	川越	埼玉県川越市鯉井1116-1	
<介護予防支援>	あり	なし	浦和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町15-8 グリーンスクエア401号	
			七里	埼玉県さいたま市見沼区東門前351-4	
			草加	埼玉県草加市草加1-10-1 グリーンヒルズ1階	
			戸田	埼玉県戸田市喜沢1-30-5 ブライトンⅠ	
			北越谷	埼玉県越谷市花田3-4-16 メゾンパントラン1F	
			武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区白幡4-19-1 第2春日ビル1階	
			鴻巣	埼玉県鴻巣市大間4-7-1セントル長島102	
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	あり	なし			
介護老人保健施設	あり	なし			
介護療養型医療施設	あり	なし			

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし		あり	
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含			備考	
					包含	都度	料金		
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
おむつ代			なし	あり		○	実費/持込	別添3「料金表」参照	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり				週2回以上	
特浴介助	なし	あり	なし	あり				週2回以上	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
機能訓練	なし	あり	なし	あり				日常生活リハビリ（日常生活に密着した訓練）	
通院介助（緊急時）	なし	あり	なし	あり					
通院介助（緊急時以外）	なし	あり	なし	あり		○		都度（1,100円/30分）	
生活サービス									
居室清掃	なし	あり	なし	あり				週1回以上	
リネン交換	なし	あり	なし	あり				週1回以上	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				必要時	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					
おやつ			なし	あり	○		含食事代		
理美容師による理美容サービス			なし	あり	○		実費	希望時	
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	買物代実費		
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		○	証明書代実費		
金銭・貯金管理			なし	あり					
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり		○	実費	年1回実施機会を設ける	
健康相談	なし	あり	なし	あり				適宜対応	
生活指導	なし	あり	なし	あり				適宜対応	
服薬支援	なし	あり	なし	あり		○	※2		
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				状態に応じて	

※ 1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。

※ 2：薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。この場合、月に 2 回程度、協力薬局の薬剤師が、施設を訪れ、行います。

介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の、「居宅療養管理指導」費用の一部負担が必要となります。

介護職員は、薬剤師の指示により、服薬援助をします。

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					なし		あり	
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		包含	都度	料金	備 考
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり				
入退院時の同行（緊急時のみ）	なし	あり	なし	あり				
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				
その他サービス								
散歩援助	なし	あり	なし	あり				必要に応じて付添援助
各種イベント/季節行事	なし	あり	なし	あり		○	参加費実費	必要に応じて付添援助
趣味活動等	なし	あり	なし	あり		○	材料費実費	必要に応じて付添援助
外出・外食援助等	なし	あり	なし	あり		○	備考参照	必要に応じて付添援助 交通費・外食代実費
旅行援助（施設主催に限る）	なし	あり	なし	あり		○	旅行代実費	必要に応じて付添援助
社会参加（公民館利用）	なし	あり	なし	あり		○	参加費実費	必要に応じて付添援助

別添3「料金表」

1) 基本利用料(介護保険適用外)

項目	月額	支払方法	月途中で入・退居	入院・外泊時
家賃[タイプⅠ]	108,000円	前払い	日割	1カ月分全額
管理費	36,300円	前払い	日割	1カ月分全額
食費	※1	前払い	日割	1カ月分全額

* 食費は軽減税率が適用されます。

(税込)

項目	日額	支払方法	月途中で入・退居	入院・外泊時
食費 ※1	朝	前払い	日割	※2
	昼			
	夜			
	おやつ代			
	合 計			
	378円			
	594円			
	594円			
	0円			
	1,566円			

◇日割計算の方法: 年額から1年を365日として日割計算します(1円未満の端数は四捨五入)。

※1 日額 1,566円 [おやつ代を含む]

・1ヶ月28日の場合⇒ 43,848円 (税込)

・1ヶ月29日の場合⇒ 45,414円 (税込)

・1ヶ月30日の場合⇒ 46,980円 (税込)

・1ヶ月31日の場合⇒ 48,546円 (税込)

※2 外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食費

(日額 1,566円 : 朝・昼・夕のいずれか摂れば請求)を徴収しない。

2) 介護保険自己負担分の料金(1月につき=30日換算)

① 基本サービス費(特定施設入居者生活介護費・介護予防特定施設入居者生活介護費)

地域単価 10.27 円

2021年介護報酬単位数より

要介護度	介護給付費の目安	1割負担	2割負担	3割負担
	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき
要支援1	56,074円	5,608円	11,215円	16,823円
要支援2	95,819円	9,582円	19,164円	28,746円
要介護1	165,757円	16,576円	33,152円	49,728円
要介護2	186,092円	18,610円	37,219円	55,828円
要介護3	207,659円	20,766円	41,532円	62,298円
要介護4	227,377円	22,738円	45,476円	68,214円
要介護5	248,636円	24,864円	49,728円	74,591円

②加算等

事業所が加算等適用となる場合に料金が発生します。(1月につき＝30日換算)

項目	介護給付費の目安		1割負担		2割負担		3割負担	
	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき	1日につき	1月につき
退院・退所時連携加算※1	308円	9,243円	31円	925円	62円	1,849円	93円	2,773円
入居継続支援加算(Ⅰ)※2	369円	11,091円	37円	1,110円	74円	2,219円	111円	3,328円
入居継続支援加算(Ⅱ)※3	225円	6,778円	23円	678円	45円	1,356円	68円	2,034円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)※4	-	1,027円	-	103円	-	206円	-	309円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)※5	-	2,054円	-	206円	-	411円	-	617円
個別機能訓練加算(Ⅰ)※6	123円	3,697円	13円	370円	25円	740円	37円	1,110円
個別機能訓練加算(Ⅱ)※7	-	205円	-	21円	-	41円	-	62円
ADL維持加算(Ⅰ)※8	-	308円	-	31円	-	62円	-	93円
ADL維持加算(Ⅱ)※9	-	616円	-	62円	-	124円	-	185円
夜間看護体制加算※10	102円	3,081円	11円	309円	21円	617円	31円	925円
若年性認知症入居者受入加算 ※11	1,232円	36,972円	124円	3,698円	247円	7,395円	370円	11,092円
医療機関連携加算※12	-	821円	-	83円	-	165円	-	247円
口腔衛生管理体制加算※13	-	308円	-	31円	-	62円	-	93円
口腔・栄養スクリーニング加算※14	205円	-	21円	-	41円	-	62円	-
科学的介護推進体制加算※15	-	410円	-	41円	-	82円	-	123円
看取り介護加算Ⅰ(1)※16 死亡日以前31日以上45日以下	739円	-	74円	-	148円	-	222円	-
看取り介護加算Ⅰ(2)※16 死亡日以前4日以上30日以下	1,478円	-	148円	-	296円	-	444円	-
看取り介護加算Ⅰ(3)※16 死亡日以前2日又は3日	6,983円	-	699円	-	1,397円	-	2,095円	-
看取り介護加算Ⅰ(4)※16 死亡日	13,145円	-	1,315円	-	2,629円	-	3,944円	-
看取り介護加算Ⅱ(1)※17 死亡日以前31日以上45日以下	5,874円	-	588円	-	1,175円	-	1,763円	-
看取り介護加算Ⅱ(2)※17 死亡日以前4日以上30日以下	6,613円	-	662円	-	1,323円	-	1,984円	-
看取り介護加算Ⅱ(3)※17 死亡日以前2日又は3日	12,118円	-	1,212円	-	2,424円	-	3,636円	-
看取り介護加算Ⅱ(4)※17 死亡日	18,280円	-	1,828円	-	3,656円	-	5,484円	-
認知症専門ケア加算(Ⅰ)※18	30円	924円	3円	93円	6円	185円	9円	278円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)※19	41円	1,232円	5円	124円	9円	247円	13円	370円
サービス提供体制強化加算Ⅰ※20	225円	6,778円	23円	678円	45円	1,356円	68円	2,034円
サービス提供体制強化加算Ⅱ※21	184円	5,545円	19円	555円	37円	1,109円	56円	1,664円
サービス提供体制強化加算Ⅲ※22	61円	1,848円	7円	185円	13円	370円	19円	555円

身体拘束廃止未実施減算(要支援1)※23	184円	5,545円	19円	555円	37円	1,109円	56円	1,664円
身体拘束廃止未実施減算(要支援2)※23	318円	9,551円	32円	956円	64円	1,911円	96円	2,866円
身体拘束廃止未実施減算(要介護1)※23	554円	16,637円	56円	1,664円	111円	3,328円	167円	4,992円
身体拘束廃止未実施減算(要介護2)※23	616円	18,486円	62円	1,849円	124円	3,698円	185円	5,546円
身体拘束廃止未実施減算(要介護3)※23	688円	20,642円	69円	2,065円	138円	4,129円	207円	6,193円
身体拘束廃止未実施減算(要介護4)※23	759円	22,799円	76円	2,280円	152円	4,560円	228円	6,840円
身体拘束廃止未実施減算(要介護5)※23	831円	24,956円	84円	2,496円	167円	4,992円	250円	7,487円
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※	基本サービス費<(介護予防)特定施設入居者生活介護費>に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率8.2%を乗じた単位数に単位数単価 10.27円 (地域区分)を乗じた金額							
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※	基本サービス費<(介護予防)特定施設入居者生活介護費>に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率1.8%を乗じた単位数に単位数単価 10.27円 (地域区分)を乗じた金額							
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ※	基本サービス費<(介護予防)特定施設入居者生活介護費>に各種加算減算を加えた総単位数にサービス別加算率1.2%を乗じた単位数に単位数単価 10.27円 (地域区分)を乗じた金額							

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、厚労省告示の定めに従い、2021年4月から9月末までの間、上記の基本料金に0.1%の上乗せがあります。また、同年10月以降もこれが延長される場合は厚労省告示の定める期間に従い、これを延長するものとします。

- ※1 医療提供施設を退院・退所して入居される利用者を受け入れた場合に算定します。(要介護者対象)
- ※2 介護福祉士の数が、利用者の数が6又は端数を増すごとに1以上、たん吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上である場合に算定します。(要介護者対象)
- ※3 介護福祉士の数が、利用者の数が6又は端数を増すごとに1以上、たん吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の5%以上15%未満である場合に算定します。(要介護者対象)
- ※4 理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることが出来る体制を構築し、助言を受け機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等している事業所が対象です。理学療法士等や医師は、サービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこととします。
- ※5 (Ⅰ)に加え訪問・通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施してる医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問している事業所が対象です。
- ※6 機能訓練指導員等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に訓練を実施している場合に加算されます。
- ※7 (Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事業所が対象です。
- ※8 ①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上である。
 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している。
 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上である事業所が対象です。
- ※9 (Ⅰ)①②の要件を満たし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である事業所が対象です。

※10 常勤の看護責任者を定め、24時間連絡体制にある等の算定要件を満たしている事業所が対象です。

(要介護者)

※11 若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めている事業所が対象です。

※12 看護師等が利用者毎の健康状況を継続的に記録し、月に1回以上主治医等に情報提供している場合に算定します。

※13 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行い、これを受けて入居者に対する口腔ケアを行い、計画書を作成している事業所が対象です。

※14 事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している事業所が対象です。

※15 ①入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報厚生労働省に提出している。②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事業所が対象です。

※16 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行い看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記している事業所が対象です。

※17 (I)の算定要件に加え、看取り期において夜勤、または宿直により看護職員を配置している事業所が対象です。

※18 認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等の要件を満たした上で専門的な認知症ケアを実施している事業所が対象です。

※19 (I)の算定要件に加え、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成研修を実施していること。

※20 介護福祉士が70%以上配置されている等の要件を満たしている事業所が対象です。

※21 介護福祉士が60%以上配置されている等の要件を満たしている事業所が対象です。

※22 介護福祉士が50%以上配置されている等の要件を満たしている事業所が対象です。

※23 身体拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講じていない事業所が対象です。

※24 介護職員の処遇改善に取り組んでいるとして届出を行っている事業所が対象です。

※25 介護職員及び他の職員の処遇改善に取り組んでいるとして届出を行っている事業所が対象です。

・当施設の介護費は、1単位: 10.27 円 です。

・介護給付費の目安は、(介護費の単位)×(単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨てです。

・法定代理受領分の目安は、介護給付費から法定代理受領相当分を差し引いた額です。

・利用者負担額は、「介護保険負担割合証」に記された負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

・消費税は非課税です。

4) その他実費負担料金

- ①電話料金
- ②医療費
- ③個人的に外部サービスを利用した場合の料金
- ④個人的な生活用品
- ⑤アクティビティにかかる費用
- ⑥理美容代
- ⑦おむつ代（以下参照）
- ⑧当ホームの洗濯設備を使用する場合の料金（0円（税込）/週）
- ⑨来訪者に提供される食事サービス
朝食378円・昼食594円・夕食594円（税込）

※治療用食等の料金は「管理規程（別紙Ⅳ 食事サービス）」記載のとおり。

- ⑩入居者の依頼により記録の複写を交付した場合の複写に係る経費（10円/枚）
- ⑪その他「重要事項説明書（別添2 サービスの一覧表）」記載の料金

おむつ料金一覧

品名	価格	1袋入数
尿取りパット		
ふっくらフィット300	3737 円	180 枚
ワイドパッド500プラス	5508 円	180 枚
ワイドパッド700	6804 円	180 枚
ワイドパッド1000	6048 円	120 枚
リハビリパンツ		
はくパンツS（レギュラー）	6480 円	80 枚
はくパンツM（レギュラー）	6480 円	80 枚
はくパンツL（レギュラー）	6480 円	72 枚
テープ止式パンツ		
簡単テープ止パンツ S	7776 円	88 枚
簡単テープ止パンツ M	7776 円	80 枚
簡単テープ止パンツ L	7776 円	68 枚